

める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

17 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県商工部ビジネス誘発課」を「長野県商工部ビジネス誘発チーム」に改める。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)

18 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県生活環境部水環境課生活排水対策室」を「長野県生活環境部生活排水対策チーム」に改める。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

19 屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「長野県住宅部建築管理課土地・景観室」を「長野県企画局土地・景観チーム」に改める。

行政システム改革チーム

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第33号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課」を削り、「チーム」を「チーム(本庁の付置機関を含む。)」に、「部課長等」を「部長等」に改め、同条第2項中「部課長等」を「部長等」に改める。

第6条第1項中「危機管理室長」を「危機管理局長」に改め、同条第2項中「課長(チームリーダー)」を「チームリーダー(信州広報・ブランド室次長)」に、「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「会計課会計審査幹又は会計課長」を「会計チーム会計審査幹又は会計チームリーダー」に、「別表第7」を「別表第6」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第1項中「分所」を「分所(会計センター分室を含む。)」に、「別表第8」を「別表第7」に改める。

第8条中「別表第9」を「別表第8」に改める。

第9条第3項中「会計課長」を「会計チームリーダー」に改め、同条第4項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第5項の表の経営戦略局長の項中「課長」を「チームリーダー」に、「参事が、」を「参事(信州・広報ブランド室がつかさどる事務にあつては、信州・広報ブランド室長)が、」に改め、同表の社会部長の項から商工部長の項までを次のように改める。

生活環境部長	事務を主管するチームリーダーが、部長及び事務を主管するチームリーダー	生活環境部長があらかじめその主管する事務ごとに指定した参事又は技監が、生活環境部長及び当該参事又は技監がともに不在のときはその事務を主管するチームリーダーが、これらの者
--------	------------------------------------	--

第9条第5項の表の林務部長の項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同表の危機管理室長の項を次のように改める。

危機管理局長	知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した順序によりチームリーダー(その事務につき合議を受けた部内のチームリーダーがあるときはそのチームリーダー)	危機管理局の他のチームリーダーが、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した職員
--------	---	---

第9条第6項及び第7項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「会計課会計審査幹」を「会計チーム会計審査幹」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「別表第10」を「別表第9」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の1中「長野県消防学校」の次に「、長野県消防防災航空センター」を加え、「長野県信濃学園、長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「長野県男女共同参画センター、長野県信濃学園、長野県立総合リハビリテーションセンター」に改め、「、労政事務所」を削り、「長野県環境保全研究所」の次に「、長野県諏訪湖事務所」を加え、「、長野県佐久農業改良普及センター、長野県上小農業改良普及センター、長野県上伊那農業改良普及センター、長野県下伊那農業改良普及センター、長野県松本農業改良普及センター、長野県長野農業改良普及センター、長野県北信農業改良普及センター」を削り、「長野県林業大学校」を「長野県木曾農林振興事務所、長野県林業大学校」に、「砂防事務所」を「commons・砂防センター」に改め、同2中「及び長野県果樹試験場長を除く」を「、長野県果樹試験場長及び会計センター所長を除く。)、長野県南佐久建設事務所長、長野県下伊那南部建設事務所長、長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長、長野県須坂建設事務所長、長野県飯山建設事務所長及びcommons・砂防センター所長」に改め、同3の(2)のA中「、地方事務所」を「、会計センター及び同分室」に、「長野県上小地方事務所」を「長野県東信会計センター上田分室」に、「長野県下伊那地方事務所」を「長野県南信会計センター飯田分室」に、「長野県松本地方事務所」を「長野県中信会計センター」に、「別表第8の9」を「別表第7の11」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)を同(5)とし、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 会計センター所長及び同分室長に委任する事項

ア 会計センターの担当区域内の他の現地機関に係る財務規則第288条の規定による会計の検査

イ 長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第8条の規定による証紙の返還に伴う現金の還付及び交換

別表第2の5の(1)中「会計課の検査課分室に係る予算執行等」を「労政事務所」に、「(長野県諏訪農業改良普及センター、長野県木曾農業改良普及センター及び長野県北安曇農業改良普及センターに限る。)の予算執行等」を「の予算執行等並びに会計センターの予算執行等及び財産管理等」に改め、同(1)のAの(ウ)中「短縮(」の次に「第17条の12第1項及び」を加え、同(ハ)中「受理(」の次に「第17条の12第2項及び」を加え、同(ヘ)を同(マ)とし、同(セ)から(ノ)までを同(ケ)から(ホ)までとし、同(コ)の次に次の事項を加える。

(サ) 第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理

- (シ) 第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理
- (ス) 第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
- (セ) 第17条の7の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (ソ) 第17条の10の規定による改善命令及び使用の一時停止命令

別表第2の5の(14)を削り、同(15)を同(14)とし、同(16)を同(15)とし、同(17)を同(16)とし、同(18)を同(17)とし、同(19)のアの(イ)中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同(ウ)中「第15条の3」を「第15条の2の6」に改め、同(ト)中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同(ナ)中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改め、同クの(エ)を同(コ)とし、同(ウ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

- (カ) 第12条の2第1項の規定による指導及び助言
- (キ) 第12条の2第2項の規定による勧告
- (ク) 第12条の2第3項の規定による措置命令

別表第2の5の(19)のクの(イ)を同(ウ)とし、同(7)を同(エ)とし、同(エ)の前に次の事項を加える。

- (7) 第7条の2第1項の規定による指導及び助言
- (イ) 第7条の2第2項の規定による勧告
- (ウ) 第7条の2第3項の規定による措置命令

別表第2の5の(19)のサ中「別表27の(9)」を「別表第27の(10)」に改め、同(19)を同(18)とし、同(18)の次に次の事項を加える。

(19) 水道に関する事項

- 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づく次の事項
- ア 第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理
- イ 第14条第5項の規定による料金の変更の届出の受理
- ウ 第34条の2第2項の規定による検査
- エ 第36条第1項の規定による改善の指示
- オ 第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告
- カ 第36条第3項の規定による必要な措置の指示
- キ 第37条の規定による給水停止命令(簡易専用水道に係るものに限る。)
- ク 第38条第1項の規定による供給条件の変更の認可の申請の命令
- ケ 第39条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- コ 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査
- サ 第40条第1項の規定による水道用水の緊急供給の命令
- シ 第40条第8項の規定による報告の徴収及び立入検査(サに係るものに限る。)

別表第2の5の(21)を次のように改める。

(21) 人権尊重に関する事項

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(24)のエを次のように改める。

- エ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく次の事項
- (7) 第76条第1項の規定による報告命令等
- (イ) 第115条の6第1項の規定による報告命令等

別表第2の5の(36)及び(37)を削り、同(35)を同(36)とし、同(34)を同(35)とし、同(33)を同(34)とし、同(32)中「農政推進対策に関する事項」の次に「(長野県木曾地方事務所長を除く。(34)から(38)まで、

(39)のア及びイ、(40)、(42)から(48)まで、(50)、(53)(土地改良事業に係るものを除く。)並びに(54)から(64)までにおいて同じ。)]を加え、同ケ及びコを削り、同サを同ケとし、同シを同コとし、同スを削り、同セを同サとし、同サの次に次の事項を加える。

- シ 強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年4月1日付け17農村第227号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)
- ス 食の安全・安心確保交付金交付要綱(平成17年5月31日付け17畜第238号農政部長通知)に基づく補助金の交付
- セ 自律志向担い手総合支援事業補助金交付要綱(平成18年3月28日付け17農村第542号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)
- ソ 信州農業再生戦略プロジェクト事業補助金交付要綱(平成18年3月30日付け17農技第708号農政部長通知)に基づく補助金の交付

別表第2の5の(32)を同(33)とし、同(31)を同(32)とし、同(30)を同(31)とし、同(29)のアの(イ)を削り、同(ウ)を同(イ)とし、同イの(イ)を削り、同(ウ)を同(イ)とし、同タの次に次の事項を加える。

- チ 身体障害者保護費県費負担(補助)金交付要綱(平成5年8月31日付け5障第382号社会部長通知)の規定に基づく補助金等の交付
- ツ 障害者社会活動促進事業補助金交付要綱(平成9年7月15日付け9障第232号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(29)を同(30)とし、同(28)を同(29)とし、同(27)のアの(7)を削り、同(イ)を同(7)とし、同(ウ)を同(イ)とし、同カ中「特別保育事業補助金交付要綱(平成元年10月2日付元青第530号社会部長通知)」を「保育対策等促進事業費補助金交付要綱(平成18年3月28日付け17青第455号社会部長通知・17教こ第399号教育長通知)」に改め、同キ中「認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱(平成4年6月1日付け4青第236号社会部長通知)」を「自由保育所児童処遇向上事業補助金交付要綱(平成18年3月28日付け17青第454号社会部長通知・17教こ第397号教育長通知)」に改め、同シを削り、同スを同シとし、同(27)を同(28)とし、同(26)の次に次の事項を加える。

(27) 障害者の自立支援に関する事項

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第48条第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

別表第2の5の(38)を同(37)とし、同(39)を同(38)とし、同(40)のウを削り、同エを同ウとし、同(40)を同(39)とし、同(41)を同(40)とし、同(42)を同(41)とし、同(43)中「バイオマス利活用フロンティア推進事業補助金交付要綱(平成15年4月10日付け15農村第173号農政部長通知)」を「バイオマスの環づくり交付金交付要綱(平成17年4月28日付け17農村第67号農政部長通知)」に、「補助金の」を「交付金の」に改め、同(43)を同(42)とし、同(44)中「鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱(平成16年10月12日付け16農技第542号農政部長通知)」を「野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付要綱(平成17年4月11日付け17農村第20号農政部長通知)」に改め、同(44)を同(43)とし、同(45)を削り、同(46)を同(44)とし、同(47)のエ及びオを削り、同カを同エとし、同キを同オとし、同クを同カとし、同ケ及びコを削り、同サを同キとし、同(47)を同(45)とし、同(48)から(53)までを2ずつ繰り上げ、同(54)のソを同タとし、同シからセまでを同スからソまでとし、同サ中「県営事業」の次に「(幹線として位置付ける農道

に係るものを除く。スにおいて同じ。)]を加え、同サを同シとし、同コの次に次の事項を加える。

サ 元気な地域づくり交付金交付要綱(平成17年4月11日付け17土地第39号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の5の(54)を同(52)とし、同(55)を同(53)とし、同(56)を同(54)とし、同(57)のアの(ス)を同(リ)とし、同(カ)から(シ)までを同(コ)から(セ)までとし、同(コ)の前に次の事項を加える。

(ケ) 第110条第2項の規定による業務又は財産状況の報告の徴取

別表第2の5の(57)のアの(キ)中「第110条」を「第110条第1項」に、「徴取」を「徴取及び提出命令」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)を同(キ)とし、同(カ)中「同条第6項」を「同条第5項」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)を同(エ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ウ) 第61条第4項の規定による森林組合の定款変更の届出の受理

別表第2の5の(57)を同(55)とし、同(58)を同(56)とし、同(59)中「林業振興」を「森林づくり、林業振興」に改め、同アの(7)のb中「別表第8の2の(7)のアの(イ)」を「別表第7の2の(9)のアの(イ)」に改め、同c中「(76)のアの(7)」を「(77)のアの(7)」に、「(76)のアの(イ)」を「(77)のアの(イ)」に改め、同コを削り、同サを同コとし、同シからネまでを同サからヌまでとし、同(59)に次の事項を加える。

ネ 作業道等整備事業補助金交付要綱(平成17年6月22日付け17林振第188号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

ノ 森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付要綱(平成17年長野県告示第324号)の規定に基づく補助金の交付

ハ 森林整備保全重点地域活動事業補助金交付要綱(平成17年8月12日付け17林政第123号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(59)を同(57)とし、同(60)を同(58)とし、同(61)のエ中「予定案」を「実行計画」に改め、同(61)を同(59)とし、同(62)中「森林土木事業」の次に「(幹線として位置付ける林道に係るものを除く。)]を加え、同(62)を同(60)とし、同(63)から(67)までを2ずつ繰り上げ、同(68)中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同ア中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改め、同イ中「第4条第3項」を「第9条第3項」に、「第5条第3項」を「第10条第3項」に改め、同ウ中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同エ中「第5条第2項」を「第10条第2項」に改め、同オ及び同カを削り、同キ中「第15条第1項」を「第34条第1項」に改め、同キを同オとし、同ク中「第15条第2項」を「第34条第3項」に改め、同クを同カとし、同ケ中「第16条」を「第35条」に改め、同ケを同キとし、同(68)を同(66)とし、同(69)から(77)までを2ずつ繰り上げ、同(78)のイの(ス)中「第26条」を「第26条の9」に、「県営住宅及び共同施設の管理の委託」を「協定の締結」に改め、同(78)を同(76)とし、同(79)から(84)までを2ずつ繰り上げ、同(82)の次に次の事項を加える。

(83) 景観の育成に関する事項

ア 景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく次の事項

(7) 第16条第1項の規定による届出の受理(建築物等の新築、増築、改築又は移転にあつては当該行為に係る部分

の地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のもの及び土地の形質の変更にあつては当該変更に係る土地の面積が4万平方メートルを超えるものを除く。(イ)から(ロ)まで及びイの(イ)から(カ)までにおいて同じ。)

(イ) 第16条第2項の規定による届出の受理

(ウ) 第16条第3項の規定による勧告

(エ) 第16条第5項の規定による通知の受理

(オ) 第16条第6項の規定による協議

(カ) 第17条第1項の規定による命令

(キ) 第17条第4項の規定による通知

(ク) 第17条第5項の規定による命令

(ケ) 第17条第6項の規定による原状回復等の実施等

(コ) 第17条第7項の規定による報告の聴取及び立入検査

(サ) 第22条第1項の規定による許可

(シ) 第22条第4項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議

(ス) 第23条第1項(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令

(セ) 第23条第2項(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令

(リ) 第26条の規定による命令又は勧告

(ロ) 第31条第1項の規定による許可

(ハ) 第34条の規定による命令又は勧告

イ 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)の規定に基づく次の事項

(7) 第8条の規定による指導

(イ) 第11条第1項の規定による通知の受理及び協議

(ウ) 第14条第1項の規定による意見聴取

(エ) 第14条第2項の規定による公表及び意見聴取

(オ) 第15条の規定による通知

(カ) 第16条の規定による意見聴取

(キ) 第19条の規定による意見聴取

(ク) 第20条の規定による意見聴取

(ケ) 第24条の規定による意見聴取

(コ) 第25条の規定による意見聴取

(サ) 第30条第1項の規定による届出の受理

(シ) 第30条第2項の規定による助言又は指導

ウ 地域景観整備事業補助金交付要綱(平成6年4月20日付け6建景第7号住宅部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(85)を削り、同(86)を同(84)とし、同(87)を同(85)とし、同(88)中「職員サポート課長」を「職員サポートチームリーダー」に改め、同(88)を同(86)とし、同(89)のイ中「(86)まで、(88)及び(90)」を「(84)まで、(86)及び(88)」に改め、同(89)を同(87)とし、同(90)を同(88)とし、同10中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「長野県立総合リハビリテーションセンター所長」に改め、同(2)中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「長野県立総合リハビリテーションセンター条例」に改め、同12を削り、同13を同12とし、同14を同13とし、同15の(51)を同(53)とし、同(50)を同(52)とし、同(49)を同(51)とし、同(51)の前に次の事項を加える。

(50) 独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)

第10条の2第2項の規定により同条第1項の委託を受けて行

う業務のうち認定申請書及び給付請求書の受付並びにこれに付随する業務

別表第2の15の(48)を同(49)とし、同(40)から(47)までを1ずつ繰り下げ、同(39)を削り、同(38)を同(40)とし、同(28)から(37)までを2ずつ繰り下げ、同(27)を削り、同(20)から(26)までを3ずつ繰り下げ、同(23)の前に次の事項を加える。

(21) 食品の表示に関する事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づく次の事項

- ア 第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- イ 第20条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査
- ウ 第21条第2項の規定による調査

(22) 農薬及び肥料の取締りに関する事項

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理
- (4) 第13条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び農薬の収集並びに立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第23条の規定による販売業務についての届出の受理
- (4) 第29条第3項の規定による販売業者からの報告の徴収

別表第2の15の(19)を同(20)とし、同(16)から(18)までを1ずつ繰り下げ、同(15)のオを次のように改める。

オ 障害者自立支援法の規定に基づく次の事項

第54条第1項の規定による自立支援医療（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第3条に規定する育成医療に限る。）の支給認定等

別表第2の15の(15)のカを削り、同キを同カとし、同(15)を同(16)とし、同(14)を同(15)とし、同(13)を同(14)とし、同(12)の次に次の事項を加える。

(13) 獣医師及び獣医療に関する事項

ア 獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第21条第3項の規定による診療簿及び検案簿の検査
- (4) 第22条の規定による届出の受理

イ 獣医療法（平成4年法律第46号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第3条及び第7条の規定による診療施設の開設等の届出の受理

- (4) 第8条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の15を同14とし、同16中「15の(1)、(14)、(15)のカ、(24)のウ、(27)のア、イ、エ、オ、ク、ケ、サ及びシ並びに(39)から(48)」を「14の(1)、(13)、(15)、(21)、(22)、(27)のウ及び(41)から(49)」に改め、同16を同15とし、同17から同19までを1ずつ繰り上げ、同20の(3)中「②」を「(2)」に改め、同20を同19とし、同21から24までを1ずつ繰り上げ、同25の(4)中「イ及びエからカ」を「(イ)及び(エ)から(カ)」に改め、同25を同24とし、同26を同25とし、同27を同26とし、同26の次に次の事項を加える。

27 長野県木曾農林振興事務所長に委任する事項

5の(2)、(33)から(38)まで、(39)のア及びイ、(40)、(42)から(48)まで、(50)、(53)(土地改良事業に係るものを除く。)並びに(54)から(64)までに掲げる事項

別表第2の29を次のように改める。

29 長野県病害虫防除所長に委任する事項

植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に基づく次の事項

- (1) 第31条第1項の規定による病害虫発生予察事業に係る病害虫発生予察ほ及び病害虫防除適期決定ほの設置の決定
- (2) 第33条第1項の規定による病害虫防除員の任免

別表第2の30の(1)中「長野県農水産業関係試験研究機関分析手数料」を「長野県農林水産業関係試験研究機関分析手数料」に改め、同32の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同35に次のように加える。

- (4) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定に基づく次の事項

ア 第33条第1項の規定による指示

イ 第55条第1項の規定による報告の徴収

ウ 第55条第2項の規定による報告の徴収

エ 第55条第3項の規定による報告の徴収

オ 第56条第1項の規定による立入検査等

カ 第56条第2項の規定による立入検査等

キ 第56条第3項の規定による立入検査等

別表第2の38の(1)のエを削り、同オを同エとし、同カからサまでを同オからコマまでとし、同シ中「サ」を「コ」に改め、同シを同サとし、同(7)のウの(7)及び(8)のアの(ウ)中「砂防事務所」を「commons・砂防センター」に改め、同(11)のカ中「第35条の2」を「第48条」に改め、同カを同クとし、同オ中「第32条の2第3項」を「第42条第3項」に改め、同オを同キとし、同キの前に次の事項を加える。

- カ 第40条の規定による水防協力団体に対する情報の提供、指導及び助言

別表第2の38の(11)のエ中「第25条」を「第32条第2項」に改め、同エを同オとし、同ウ中「第23条」を「第30条」に改め、同ウを同エとし、同イ中「第22条」を「第29条」に改め、同イを同ウとし、同ア中「第10条の4」を「第16条」に改め、同アを同イとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 第13条第2項の規定による水位情報の通知

別表第2の38の(19)中「長野県諏訪建設事務所長及び」を削り、同(23)を同(25)とし、同(20)から(22)までを2ずつ繰り下げ、同(19)の次に次の事項を加える。

(20) 都市公園に関する事項

ア 長野県松本平広域公園、長野県風越公園、長野県駒場公園、長野県若里公園、長野県飯田運動公園、長野県南信州広域公園、長野県烏川溪谷緑地の管理

イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第5条第1項の規定による公園施設の設置等の許可

- (4) 第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可

- (ウ) 第6条第3項の規定による変更の許可

- (エ) 第8条の規定による必要な条件の付加

- (オ) 第10条第2項の規定による指示

- (カ) 第27条第1項の規定による命令

- (キ) 第27条第2項の規定による命令

- (ク) 第27条第3項の規定による措置及び公告

- (ケ) 第27条第4項の規定による保管

- (コ) 第27条第5項の規定による公示

(サ) 第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価及び売却

(シ) 第27条第7項の規定による廃棄

ウ 長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の規定に基づく次の事項

(7) 第9条第1項の規定による許可

(イ) 第9条第2項の規定による必要な条件の付加

(ウ) 第12条の規定による使用料の減免

(エ) 第13条の規定による使用料の還付

(オ) 第14条第3項の規定による承認

(カ) 第17条の規定による利用の禁止又は制限

(キ) 第18条第1項の規定による命令

(ク) 第18条第2項の規定による命令

(ケ) 第27条第1項第1号の規定による承認

(コ) 第28条の規定による協定の締結

エ 長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の規定に基づく次の事項

(7) 第14条第1項第4号の規定による承認

(イ) 第14条第2項の規定による承認

(ウ) 第15条第1項第3号の規定による承認

(エ) 第21条の規定による届出の受理及び指示

(21) 幹線として位置付ける農道及び林道に関する事項(長野県南佐久建設事務所長、長野県下伊那南部建設事務所長、長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長、長野県須坂建設事務所長及び長野県飯山建設事務所長を除き、長野県佐久建設事務所長にあつては長野県南佐久建設事務所、長野県飯田建設事務所長にあつては長野県下伊那南部建設事務所、長野県松本建設事務所長にあつては長野県安曇野建設事務所、長野県長野建設事務所長にあつては長野県千曲建設事務所及び長野県須坂建設事務所並びに長野県中野建設事務所長にあつては長野県飯山建設事務所の管轄区域に係るものを含む。)

5の(52)のアの(コ)、シの(7)から(イ)まで並びに(エ)のb及びgからiまで、セ、タ並びに(60)のaからウまでに掲げる事項

別表第2の39中「長野県千曲川流域下水道建設事務所長」を「長野県諏訪湖事務所長及び長野県千曲川流域下水道建設事務所長」に改め、同41中「砂防事務所長」を「コモンズ・砂防センター所長」に、「砂防事務所の」を「コモンズ・砂防センターの」に改める。

別表第3の2中「同(11)のアの(ホ)」を「同(11)のアの(ハ)」に、「同(18)のアの(イ)」を「同(17)のアの(イ)」に、「同(19)のアの(イ)」を「同(18)のアの(イ)」に、「クの(イ)及び(イ)」を「クの(イ)及び(イ)」に、「並びにコ」を「並びにコ、同(19)のケ及びコ」に、「同(27)のアの(イ)」を「同(28)のアの(イ)」に、「同(28)のアの(イ)」を「同(29)のアの(イ)」に、「同(29)のアの(イ)及びイの(イ)、同(54)のサ(検査に限る。)、同(61)のイの(イ)、同(62)のa(検査に限る。)、同(69)のイ及びウ、同(70)、同(73)のc」を「同(30)のアの(イ)及びイの(イ)、同(52)のシ(検査に限る。同38の(21)において引用する場合を含む。)、同(59)のイの(イ)、同(60)のa(検査に限る。同38の(21)において引用する場合を含む。)、同(67)のイ及びウ、同(68)、同(71)のc」に、「同(74)のイの(イ)」を「同(72)のイの(イ)」に、「同(77)のアの(イ)」を「同(75)のアの(イ)」に、「同(78)のアの(イ)」を「同(76)のアの(イ)」に、「同(79)のアの(イ)」を「同(77)のアの(イ)」に、「同(81)のアの(イ)」を「同(79)のアの(イ)」に、「同(83)のアの(イ)」を「同(81)のアの(イ)」に、「同(86)のキ」を「同(84)のキ」に改め、同4中「別表第2の15」を「別表

第2の14」に、「同(13)のアの(イ)」を「同(14)のアの(イ)」に、「同(14)のアの(イ)」を「同(15)のアの(イ)」に、「同(15)のウ」を「同(16)のウ」に、「同(17)、同(19)のアの(イ)、同(20)のa」を「同(18)、同(20)のアの(イ)、同(21)、同(22)のアの(イ)及びイの(イ)、同(23)のa」に、「同(21)のa」を「同(24)のa」に、「同(26)のアの(イ)」を「同(25)のアの(イ)、同(26)のアの(イ)、同(27)のアの(イ)、同(28)のアの(イ)及びウの(イ)、同(29)のアの(イ)、(カ)」に、「同(27)のケ及びコ、(28)のアの(イ)、同(29)のオ、同(30)、同(31)のアの(イ)」を「同(30)のアの(イ)、同(31)のオ、同(32)、同(33)のアの(イ)」に、「同(32)のアの(イ)、同(33)から同(36)」を「同(34)のアの(イ)、同(35)から同(38)」に、「並びに同(37)のイ」を「、同(39)のイ並びに同(50)」に改め、同5及び6を削り、同7中「ニ並びに」を「ニ、」に、「(イ)まで」を「(イ)まで並びに同(4)」に改め、同7を同5とし、同8を同6とする。

別表第4の3の(13)中「別表第8」を「別表第7」に改め、同(14)中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第5中「(別表第5)(第6条関係)課長が専決する事項」を

「(別表第5)(第6条関係)チームリーダーが専決する事項」に改め、同1中「課

長」を「チームリーダー」に改め、同2中「管財課長」を「財産活用チームリーダー」に改め、同3中「職員サポート課長」を「職員サポートチームリーダー」に改め、同4中「職員サポート課内部事務システム推進室長」を「事務サービスチームリーダー」に改め、同(1)中「(検査課分室を除く。)」を削る。

別表第6を削る。

別表第7中「会計課会計審査幹及び会計課長」を「会計チーム会計審査幹及び会計チームリーダー」に改め、同1及び2中「会計課長」を「会計チームリーダー」に改め、同表を別表第6とする。

別表第8の1中「、長野県佐久家畜保健衛生所上田支所長及び長野県飯田建設事務所南部支所長」を「及び長野県佐久家畜保健衛生所上田支所長」に改め、同2の(6)のアの(イ)を同(イ)とし、同(イ)及び(イ)を削り、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)中「(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)(イ)から(イ)までにおいて同じ。)」を削り、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)中「(県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。)(イ)及び(イ)において同じ。)」を削り、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)中「(県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。)(イ)及び(イ)において同じ。)」を削り、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(7) 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)(イ)から(イ)まで及び(イ)から(イ)までにおいて同じ。)

(イ) 第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更許可

(ウ) 第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による譲受け等の許可

(エ) 第9条の6第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併又は分割の認可

別表第8の2の(8)中「次の事項」の次に「(長野県木曾地方事務所長を除く。(9)において同じ。)」を加え、同ウ中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同エ中「第15条の16第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同オ中「第15条の17第1項」

を「第15条の4第1項」に改め、同(12)中「景観形成に」を「景観の育成に」に、「第18条第1項」を「第32条第1項」に、「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改め、同3中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「長野県立総合リハビリテーションセンター所長」に改め、同(1)のキ及びクを削り、同(2)のシからセまでを削り、同3に次の事項を加える。

(3) 障害者自立支援法の規定に基づく次の事項（精神通院医療に係るものを除く。）

ア 第54条第2項の規定による医療機関の指定

イ 第64条の規定による医療機関届出の受理

ウ 第68条第1項の規定による指定の取消し又は効力の停止

(4) 障害者自立支援法施行令第40条の規定による申出の受理
別表第8の9を同11とし、同11の前に次の事項を加える。

10 会計センター所長が専決する事項

長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号土木部長・農政部長・林務部長・住宅部長・出納次長通知）の規定に基づく会計局長が指定する職員が行う検査及び監査の検査員及び監査員の指定並びに当該検査及び監査の結果の通知
別表第8の8中「長野県南信労政事務所岡谷分室長」を「長野県男女共同参画センター所長」に、「地域農業改良普及センター支所長」を「長野県下伊那南部建設事務所長、長野県中野建設事務所長」に、「長野県飯田建設事務所南部支所長及びダム管理事務所長」を「ダム管理事務所長及び長野県北信新幹線事務所長」に改め、同(1)中「及び検査課分室」を削り、「長野県佐久農業改良普及センター小海支所」を「長野県東信会計センター上田分室」に改め、「長野県上田消費生活センター」の次に「、長野県諏訪職員サポートセンターにあつては長野県男女共同参画センター」を加え、「労政事務所分室、」を削り、「及び長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所」を「並びに長野県南信会計センター諏訪分室及び飯田分室」に、「長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所、長野県飯田建設事務所南部支所」を「長野県下伊那南部建設事務所」に改め、「、長野県木曾職員サポートセンターにあつては長野県木曾農業改良普及センター南木曾支所」を削り、「長野県松本農業改良普及センター明科支所及び安曇野支所」を「長野県中信会計センター木曾分室及び大町分室」に、「長野県長野農業改良普及センター千曲支所及び須坂支所並びに長野県裾花ダム管理事務所」を「長野県裾花ダム管理事務所及び長野県北信会計センター中野分室」に、「長野県北信農業改良普及センター飯山支所及び長野県飯山建設事務所」を「長野県中野建設事務所、長野県飯山建設事務所及び長野県北信新幹線事務所」に改め、同8を同9とし、同7中「地方事務所長」を「地方事務所長、長野県諏訪湖事務所長」に、「砂防事務所長」を「commons・砂防センター所長」に改め、同7を同8とし、同6中「砂防事務所長」を「commons・砂防センター所長」に改め、同6を同7とし、同5を同6とし、同4の次に次の事項を加える。

5 長野県木曾農林振興事務所長が専決する事項

2の(8)及び(9)に掲げる事項

別表第8を別表第7とし、別表第9の1の(3)中「別表第2の5の(25)」を「別表第2の5の(28)」に改め、同表を別表第8とする。

別表第10の1中「地域農業改良普及センター所長」の次に「、長野県木曾農林振興事務所長」を加え、「長野県裾花ダム管理事務所長及び砂防事務所長」を「ダム管理事務所長及びcommons・砂防センター所長」に改め、同(1)の「組織の長」の次に「(長野県木曾農林振興事務所にあつては所長があらかじめ指定した職員)」を加え、

同2中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「長野県立総合リハビリテーションセンター所長」に改め、同8中「、長野県病害虫防除所長及び建設事務所支所長」を「及び長野県病害虫防除所長」に改め、同11中「長野県農事試験場長」を「長野県諏訪湖事務所長、長野県農事試験場長」に改め、同12中「長野県消防学校長」の次に「、長野県消防防災航空センター所長」を、「長野県諏訪湖健康学園長」の次に「、長野県男女共同参画センター所長」を加え、「及び長野県松川ダム管理事務所長」を「並びに会計センター所長及び同分室長」に改め、同表を別表第9とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健所長への委任事項の特例)

2 平成18年6月1日前における動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可、同条第2項の規定による申請書の受理、同法第27条第2項の規定による必要な条件の付加及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境第1号）附則第2条によりその例によることとされる改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第3項の規定に基づく書類の提出の要求は、保健所長に権限を委任する。

行政システム改革チーム

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第34号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則（昭和36年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「課長」を「チームリーダー」に改め、本則第5号中「課の課付」を「チームのチーム付」に改め、本則第6号中「課長」を「チームリーダー」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「課長」を「チームリーダー」に改め、本則第3号中「課の課付」を「チームのチーム付」に改め、本則第5号中

「課長」を「チームリーダー」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第35号

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和34年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「課」を「チーム」に改める。

別表第1を次のように改める。

（別表第1）

事務局のチームの名称及び分掌事務

チームの名称	分 掌 事 務
調整総務チーム	1 委員及びあっせん員候補者に関すること。 2 総会の庶務に関すること。 3 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 4 個別的労使紛争に係るあっせんに関すること。 5 公印の管守に関すること。 6 争議行為の発生届及び予告通知の受付に関すること。 7 労働争議の実情調査に関すること。 8 労働組合法（昭和24年法律第174号）第18条に規定する労働委員会の決議に関すること。 9 労働時報及び年報の刊行並びに図書等の管理に関すること。 10 局内の庶務に関すること。 11 他のチームの所管に属さない事項に関すること。
審査チーム	1 不当労働行為に関すること。 2 労働組合の資格審査に関すること。 3 公益委員会議の庶務に関すること。 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。 5 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条に規定する労働委員会の処罰請求に関すること。

別表第2中 「課長」を「チームリーダー」に、「課務」

を「チームの事務」に改める。

行政システム改革チーム

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第2条を次のように改める。

（チームの設置）

第2条 事務局に次のチームを置く。

- 教育振興チーム
- 義務教育チーム
- 高校教育チーム
- 自律教育チーム
- 教学指導チーム
- 文化財・生涯学習チーム
- 保健厚生チーム
- スポーツチーム
- 子ども支援チーム
- 私学教育振興チーム

第4条の見出し及び同条第1項中「教育振興課」を「教育振興チーム」に改め、同項第9号中「この条」の次に「及び第12条の2」を加え、同項第19号中「課」を「のチーム」に改め、同条第2項を削る。

第5条（見出しを含む。）中「義務教育課」を「義務教育チーム」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「高校教育課」を「高校教育チーム」に改める。

第6条の2（見出しを含む。）中「自律教育課」を「自律教育チーム」に改める。

第7条の見出しを「（教学指導チーム）」に改め、同条中「教学指導課」を「教学指導チーム」に改め、同条第1号中「自律教育課、保健厚生課及びスポーツ課」を「自律教育チーム、保健厚生チーム及びスポーツチーム」に改める。

第8条の見出しを「（文化財・生涯学習チーム）」に改め、同条中「文化財・生涯学習課」を「文化財・生涯学習チーム」に改め、同条第3号中「スポーツ課」を「スポーツチーム」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「保健厚生課」を「保健厚生チーム」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「スポーツ課」を「スポーツチーム」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「子ども支援課」を「子ども支援チーム」に改め、第2章第1節中同条の次に次の1条を加える。

（私学教育振興チーム）

第12条の2 私学教育振興チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公立の幼稚園(付属幼稚園を除く。第17条において同じ。)に関すること。

(2) 教育に関する法人に関すること。

第13条中「課」を「チーム」に改める。

第17条第1項中「総務課、学校教育課及び生涯学習課」を「総務チーム、学校教育チーム及び生涯学習チーム」に改め、同条第2項中「学校教育課及び生涯学習課」を「学校教育チーム及び生涯学習チーム」に、「教育課」を「教育チーム」に改め、同条第3項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第14号中「課」を「のチーム」に改め、同条第4項中「学校教育課」を「学校教育チーム」に改め、同条第5項中「生涯学習課」を「生涯学習チーム」に改め、同条第6項中「教育課」を「教育チーム」に改める。

第21条第1項中「自律教育部、生徒指導部、情報教育部及び産業教育部」を「生徒指導・自律教育部及び情報・産業教育部」に改め、同条第4項中「自律教育部」を「生徒指導・自律教育部」に改め、同条第5項第3号中「自律教育部、生徒指導部、情報教育部及び産業教育部」を「生徒指導・自律教育部及び情報・産業教育部」に改め、同条第6項中「自律教育部」を「生徒指導・自律教育部」に改め、同項第1号中「自律教育」を「生徒指導、自律教育及び教育相談」に改め、同項第4号中「自律教育」を「生徒指導、自律教育及び教育相談」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「心身障害児の教育相談及び検査並びに」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童及び生徒の教育相談、検査及び指導に関すること。

第21条第7項を削り、同条第8項中「情報教育部」を「情報・産業教育部」に改め、同項第1号中「情報教育」の次に「、産業教育」を加え、同項第2号中「(情報教育に関するものに限る。)」を削り、同項第4号中「及び」を「、産業教育及び」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を削る。

第24条第1項中「学習情報課及び学習振興課」を「学習情報チーム及び学習振興チーム」に改め、同条第2項中「学習情報課」を「学習情報チーム」に改め、同項第4号及び同条第3項中「学習振興課」を「学習振興チーム」に改める。

第27条第1項中「総務課、企画協力課及び資料情報課」を「総務チーム、企画協力チーム及び資料情報チーム」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第3号中「課」を「チーム」に改め、同条第3項中「企画協力課」を「企画協力チーム」に改め、同条第4項中「資料情報課」を「資料情報チーム」に改める。

第33条の4第4項中「課を」を「チームを」に改め、同項の表中

総合情報課	を	総合情報チーム	に改める。
考古資料課		考古資料チーム	
文献史料課		文献史料チーム	

第38条中「課」を「チーム」に改める。

第39条第2項中「教育参事」を「次の表の左欄に掲げる職」に、「局の重要事項を統括掌理する」を「同表の右欄に掲げる職務を行う」に改め、同項に次の表を加える。

左欄	右欄
教育参事	局の重要事項の統括掌理
児童育成参事	局の地域における児童の育成に関する事務の統括掌理

第39条第3項中「課」を「チーム」に改める。

第40条の見出し中「課付」を「チーム付」に改め、同条第4項中「課に、課」を「チームに、チーム」に、「課付」を「チーム付」に改める。

第42条第1項中「課若しくは室」を「チーム」に、「課等」を「チーム等」に改め、同条第2項中「課等」を「チーム等」に改める。

第43条中「課」を「チーム」に改める。

別表第6の1の名称の項中「課」を「チーム」に改め、同1の長野県教科用図書選定審議会の項中

「**教学指導課**」を「**教学指導チーム**」に改め、同1の長野県社会教育委員の項中

「**文化財・生涯学習課**」を「**文化財・生涯学習チーム**」に

改め、同1の長野県スポーツ振興審議会の項中「**スポーツ課**」

を「**スポーツチーム**」に改め、同表の2の名称の項中「課」を

「チーム」に改め、同2の長野県産業教育審議会の項中

「**高校教育課**」を「**高校教育チーム**」に改め、同2の県立長野図書館協議会の項、長野県生涯学習審議会の項及び長野県文化財保護審議会の項中

「**文化財・生涯学習課**」を

「**文化財・生涯学習チーム**」に改め、同2の長野県学校保健審議会の項中

「**保健厚生課**」を「**保健厚生チーム**」に改める。

別表第7中

「

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	

」

を

「

チーム	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------	----------------------

」

に、

「

法第19条第3項に規定する指導主事の職務及び課の特定事務

」

「

教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務

」

を

「
 法第19条第3項に規定する指導主事の職務及びチームの特定事務
 教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務
 」

に改め、同表の教育振興課の項からこども支援課の項までを次のように改める。

教育振興チーム	改革推進幹	教育改革の推進に関する事務の総括掌理
	職員相談員	職員の相談
	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第2項に規定する職務
文化財・生涯学習チーム	青少年支援主事	青少年の健全育成に関する専門的事務
	社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項に規定する職務
	社会教育主事補	社会教育法第9条の3第2項に規定する職務
	社会教育専門員	社会教育に関する専門的事務
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
保健厚生チーム	管理栄養士	栄養指導業務
	保健師	保健指導業務
	学校保健技師	学校保健法(昭和33年法律第56号)第15条第3項に規定する職務
	産業医	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	労働安全衛生法第10条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務

別表第7の教育事務所の項中「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に、「課の」を「チームの」に改める。

別表第8の生涯学習推進センターの項、図書館の項及び歴史館の

項中「課長」を「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(長野県産業教育審議会規則の一部改正)
- 長野県産業教育審議会規則(昭和27年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第6条中「教育委員会事務局高校教育課」を「教育委員会事務局高校教育チーム」に改める。
(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)
- 教育関係事務の定例報告に関する規則(昭和32年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「担当課」を「担当するチーム」

「教育振興課 義務教育課」を「教育振興チーム 義務教育チーム」に、

「保健厚生課 スポーツ課」を「保健厚生チーム スポーツチーム」に改める。

(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)

- 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「課若しくは室」を「チーム」に、「課等」を「チーム等」に、「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第2項中「課長等」を「チームリーダー等」に改める。

第6条第2項中「課又は室の長」を「チームリーダー」に、「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第9条第1項中「課長(以下「主管課長」という。)」を「チームリーダー」に、「主管課長が」を「当該チームリーダーが」に、「課長(合議を受けた課長)」を「チームリーダー(合議を受けたチームリーダー)に、「課長)」を「チームリーダー)」に改め、同条第2項中「は主管課長」を「は事務を主管するチームリーダー」に、「及び主管課長」を「及び当該チームリーダー」に、「課長(合議を受けた課長)」を「チームリーダー(合議を受けたチームリーダー)に、「課長)」を「チームリーダー)」に改め、同条第3項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第3の2の(11)中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第4中「課長(室の長を除く。)」を「チームリーダー」に改める。

別表第6の2中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。

(長野県教育委員会表彰等規則の一部改正)

- 長野県教育委員会表彰等規則(昭和48年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第9条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

教育振興課